

地域木造住宅市場活性化推進事業 Q & A

※ 内容は随時追加いたします。また、今後、若干の修正や追加等があり得ることをお断りいたします。

2. 2 応募者	
Q 1 単独の企業や個人でも対象となりますか。	
A 1 本事業では、単独の企業や個人による応募は対象となりません。	
Q 2 今回新たに設立した団体等でも応募主体となれるか。	
A 2 要件に該当する者であれば、新たな団体でも、応募することは可能ですが、その場合、これまでの活動実績などが、採択の際の判断材料となる可能性があります。	
Q 3 推薦者となる都道府県等の「等」とは何を指すのか？	
A 3 原則、都道府県から推薦をいただくこととしており、「等」は都道府県からの推薦文をいただくのが難しい場合を想定しております。主なものとして政令市が考えられます。	
Q 4 推薦者は住宅建築部局の部長でなければならないか。	
A 4 推薦者は林務部局など住宅建築部局以外の方の推薦でも構いません。また、公文であれば部長、課長などそのレベルは問いません。また、都道府県等における手続きの期間等もありますので、お早めに都道府県担当者にご相談ください。	